●香川県告示第２０７号

生活保護法（昭和25年法律第１４４号）第55条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第１項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和８年11月４日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

指　定 年月日	指定番号	施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	診療科目 （業務の種類）
令和８年 ７月１日	香生施４５９	砂場勇介 小豆郡小豆島町蒲生甲1427番地１	ゆう鍼灸整骨院 小豆郡小豆島町蒲生甲1427番地１	柔道整復